

第四期山口県医療費適正化計画（改定素案）に対するパブリック・コメント  
（県民意見の募集）の実施結果について

1 意見の募集期間

令和6年12月16日（月）から令和7年1月15日（水）まで

2 意見の件数

12件（1人）

3 意見の内容と県の考え方

（1）数値目標に関すること：3件

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>「第3章 目標と医療費の見込み」の記述で各種目標設定が明示されておりますが、数的目標は「今までの推移」も大事なはずです。</p> <p>「現状」「目標値」の他に「過去値」、現状より10年程度以前の実績数値も掲載すべきと考えます。</p>	<p>設定した数値目標に係る過去の実績値等については、本計画の第2章に掲載しているほか、第一期から第三期までの計画については、その進捗状況や実績評価をとりまとめ、県HPなどで公表しています。</p>
2	<p>前回の「第三期山口県医療費適正化計画」でも各種数値目標を設定し、前回の結果を踏まえて今回の目標を設定しているはずです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続しているものは前回の結果</li> <li>・新規設定分はその旨わかる様</li> <li>・終了分は結果と終了理由</li> </ul> <p>を当素案に明示が必要、明示された素案で意見募集が必須と考えます。</p> <p>各数値目標は、前述の記述を追加した上での「一覧」の表記があれば幸いです。</p>	<p>第三期山口県医療費適正化計画に係る実績等については、別途同計画の実績評価として県HPなどで公表しています。</p> <p>また、新たに追加した数値目標など今回の改定にあたり追加した箇所については、パブリック・コメント時に公表した「概要版」においてお示ししています。</p>
3	<p>各数値目標、専門的内容ですので具体的数値について細かいことは言えませんが、「国の基準・目標に沿う」以上の県独自の目標を設定し、計画期限内に目標を達成し新規目標を設定する、といった対応を宜しく御願い致します。</p>	<p>本計画内において、本県の実態に応じ、国が示した項目に加え、県独自の数値目標を設定するなどの取組を行っているところです。</p>

(2) パブリック・コメントの手法等に関すること：7件

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>今回の「素案」、「第三期山口県医療費適正化計画」を改定して」(P1)と のことですが、「第四期山口県医療費適 正化計画(改定素案)※概要版(PDF: 260KB)」では[改]と言った記述が見受 けられますものの、「第四期山口県医療 費適正化計画(改定素案)※全文 (PDF:1.24MB)」では、どこをどう改 定したのか、殆どわかりません。 「※全文」中に改定個所を明示するの が必須、改定個所を明示した「改定素 案」で意見募集をするのが必須、と考え ます。</p>	<p>改定の項目等については、お示しの概要版 で記載しているところであり、再度の意見募 集は考えていません。 今後の改定等における記載方法について参 考とさせていただきます。</p>
2	<p>当該案件資料40頁ほどですが、同時期 に別途複数の県パブリック・コメント (意見募集)が実施されており、更に年 末年始が募集期間に含まれているため、 一か月での資料内容確認・関係資料確 認・意見作成は個人では困難と思われま す。 また、何か所か必要事項記載不備不足 があると思います。 意見募集期間の延長、あるいは修正 (素案)での再意見募集を求めます。 御対応御検討宜しく御願ひ致します。 (パブリックコメント関係条例では、募 集期間を「1か月程度」とし、「1か月」 断定はしていないはずです。) 前述対応「今回は対応不可」の場合 は、今後のパブリック・コメント/意見募 集実施の際は、資料量・世間一般の繁忙 時期・意見募集集中具合等を考慮した 意見募集期間設定を宜しく御願ひ致しま す。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブ リック・コメント制度実施要綱」に基づき実 施しております。 意見募集の時期・期間については、各々の 計画等作成過程の中で決定しており、期間延 長等の予定はありません。</p>
3	<p>県行政では、1企業の申請に対して、 内規に定める期間を超過して「資料不 足」を理由に「資料再提出」を指示し、 数年単位の長期検討を実施した例があ る、と記憶しております。 「県民＝主権者」からの「資料不足又 は期間不足による意見募集の期間延長/再 実施」の要請を断るのであれば、その理 由を明示願ひます。 (「県の条例に則って(1ヶ月)の実施と している」と言うのは、上記の通り内規 に定める期間を大幅に超過して対応して いる事例がありますので返答に値しないと 考えます。)</p>	

4	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内でお願い致します)。</p> <p>(県広報誌には、毎号、「県ホームページでは随時県民から意見募集実施しております」といったパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。)</p>	
5	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリックコメント/県民意見募集全般に関する記事が殆ど掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つ、とする方が明らかに県民の目に留まると思われれます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「適切に広報を実施した」とは言えないと感じます。)</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページへの掲載、またSNSで発信するとともに、新聞広告(令和6年12月19日の中国新聞及び山口新聞)により広報に努めました。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的に広報を行うか、今後とも検討していきます。</p>
6	<p>前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集について、広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(意見募集結果(人数・件数)の明示ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	
7	<p>県は、県民の意見ではない「記帳」の人数(県民総数の1%)を一指標として数千万の県税金をつぎ込み行事を行っております。</p> <p>「パブリックコメント」＝「県民意見募集」＝主権者たる県民の意見、について、門前払いの様な対応の無い、適切な対応を宜しくお願い致します。</p>	<p>いただいた御意見については、改定にあたり十分に検討させていただきます。</p>

(3) その他：2件

No	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>年代表記が「元号のみ表記」「西暦元号併記」が混在し、年代・年度の比較が困難となっております。</p> <p>「西暦元号併記」あるいは「西暦のみ表記」への表記統一を宜しく御願ひ致します。</p> <p>各所にありました語句説明はありがたいです。</p> <p>説明実施語句の再精査を宜しく御願ひ致します。</p>	<p>原則として年代を記載する際は西暦・元号を併記することとしていますが、図表などスペースが限られる場合は元号表記のみとさせていただく場合もあります。なお、御指摘を受け、年代表記を一部修正しました。</p> <p>語句説明については、随時精査を行い必要に応じ修正を行います。</p>
2	<p>当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体団体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願ひ致します。（骨子案作成時に実施済とは思いますが一応。）</p>	<p>学識経験者、医療関係者、医療保険者、医療受給者及び市町関係者で構成する「山口県医療費適正化推進協議会」において御意見をお聞きするとともに、県内のすべての市町や県内の医療保険者等で構成する「山口県保険者協議会」とも協議を行っています。</p>